

令和6年(2024年)5月 1日

訪問看護、訪問リハビリテーション、  
居宅療養管理指導、 各管理者 様  
通所リハビリテーション事業所

八王子市福祉部高齢者いきいき課

### 令和6年度介護報酬改定に伴う加算届の提出について(その3)

日頃より、八王子市の介護保険施策に対しご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。  
令和6年度介護報酬改定に伴う加算届の提出について、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1 令和6年6月1日より加算を算定する場合

##### (1) 提出締切日

<居宅系サービス> 令和6年(2024年) 5月15日(水)

##### (2) 提出方法

加算等の届出(「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」等)は通常、加算を取得する前月の15日までに提出が必要です。

※訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーションで、6月から算定を開始する加算等に係る届出の提出期限は令和6年5月15日(水)までとなります。

別添資料を確認の上、令和6年度介護報酬改定による新設・変更があった加算等に関する届出の取り扱いに十分ご留意ください。

特に、令和6年度介護報酬改定により、業務継続計画(BCP)が未策定の場合や、高齢者虐待の発生又は再発防止の措置が未対応の場合は基本報酬が減算されることとなりましたが、減算とならない事業所は届出の提出が必要となるため、下記のとおりご提出ください。別添資料を確認し、必要書類を提出してください。

#### ア.届出がない場合に減算となる指定サービス(みなし指定を含む)

(ア)業務継続計画(BCP)未策定の場合の減算

<5月15日までに届出> (予防)通所リハビリテーション

(イ)高齢者虐待の発生又は再発防止の措置が未対応の場合の減算

<5月15日までに届出>

(予防)訪問看護、(予防)訪問リハビリテーション、(予防)通所リハビリテーション

イ. 届出がない場合の取扱いについて

期限までに、加算区分「2基準型」として届出がない場合、「1減算型」とみなされます。

これに伴い、減算せずに介護報酬を請求した場合、国保連合会の審査において返戻（エラー）となる可能性がありますのでご注意ください。

※なお、上記以外にも変更になっている加算もあるので、別添資料をご確認ください。

(3) 提出書類

下記リンク先に提出書類一覧がありますので、ご確認ください。

八王子市ホームページ トップ > 事業者の方へ > 介護事業所・高齢者施設の開設・届出等 > 介護サービス・高齢者施設事業者の方へ > 参考様式集約等 > 届出書類一覧（居宅・密着・総合）加算に関する届出の提出書類一覧

<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/jigyosha/011/004/006/p004022.html>

(4) 提出先

〒192-8501 東京都八王子市元本郷町3丁目24番1号  
八王子市 福祉部 高齢者いきいき課 事業者指定担当

2 その他

介護報酬改定に関する詳細については、以下のリンクより確認してください。

[令和6年度介護報酬改定について](#)（厚生労働省ホームページ）

問合せ先

八王子市 福祉部 高齢者いきいき課  
事業者指定担当

電話 042-620-7452・620-7294